

きたしんマイカーローン

融・11

平成26年12月16日現在

商品名 (愛称)	きたしんマイカーローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢が満20歳以上の方。 ・安定継続した勤務（営業）をしている方。 ・30歳未満の就職内定者の方。任意ではありますが、連帯保証人を付して審査を受けることができ、融資金額は200万円を限度とします。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方。 ・当金庫の会員または会員となる資格を有する方。 ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額とを合算した金額が、一定金額以上となる場合には、当金庫の会員となっていただきます。 ・当金庫の融資条件に合致する方。
使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車、バイク（新車・中古車）購入 ・免許取得費用、車検修理等費用、車庫設置費用、車の資金に関する借替え資金（金融機関、信販会社の借入、ただし信販会社は、当金庫所定の信販会社とする）
融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万円以上500万円以内（1万円単位） ・一般社団法人しんきん保証基金保証の合計利用額は、他の商品と合わせて2,000万円が限度となります。
利用期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3ヵ月以上10年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利型、変動金利型のいずれかを選択できます（付利単位1円）。 <ul style="list-style-type: none"> a. 固定金利型 融資利率は「当金庫の新長期プライムレート + 2.175%」を基準として、3月1日及び9月1日における「当金庫の新長期プライムレート + 2.175%」を翌月の第1営業日から適用します。 b. 変動金利型 当初のご融資利率については「当金庫の新長期プライムレート + 1.175%」を基準として、3月1日及び9月1日における「当金庫の新長期プライムレート + 1.175%」を翌月の第1営業日から適用となります。 なお、ご融資後の利率は4月1日及び10月1日現在の「当金庫の新長期プライムレート + 1.175%」を基準として年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は8月ご返済分から、また10月1日基準のご融資利率は翌年の2月ご返済分から適用となります。
適用金利条件1	<ul style="list-style-type: none"> ・お取引内容に応じて、ご融資基準金利より以下の金利を引き下げさせていただきます。（下記のうち2項目で-0.25%、4項目以上は-0.5%となります） <ul style="list-style-type: none"> a. 給与振込をいただいている方 b. 年金振込をいただいている方 c. 財形貯蓄をいただいている方 d. 定期預金を30万円以上（預入期間3ヵ月以上）をいただいている方 e. 定期積金を毎月3万円以上、3回以上継続して積立をいただいている方 f. 5大公共料金のうち2種目以上の口座振替指定をいただいている方 g. 住宅ローンのお取引をいただいている方 (住宅金融支援機構のフラット35を含む)

適用金利 条件 2	<ul style="list-style-type: none"> ・給与振込、年金振込のどちらか1項目、新規でお申込みいただいた場合、ご融資基準金利より－0.5%引き下げさせていただきます。詳しくは取扱店窓口へお尋ね下さい。 ※上記条件1と条件2の併用はできません
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元利均等返済または元金均等返済（6ヵ月間元金据置期間のお取扱いも可能です） ・ボーナス月増額返済の併用もできます。ただし、ボーナス返済分の元金は、ご融資金額の50%以内とします。
保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。 ・30歳未満の就職内定者の方は、任意ではありますが、連帯保証人を付して審査を受けることができます。
手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料は融資実行手数料1,080円（税込）をいただきます。 ・ご融資金額により保証料が異なりますので取扱店窓口にお問合わせください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部(9時～17時、電話：0120-778-211)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問合わせください。

北 群 馬 信 用 金 庫